

○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示

改正

昭和四十五年三月二十四日
運輸省告示第七十六号

同	昭和五〇年	八月一日運輸省告示	第三四〇号
同	同五二年	七月六日同	第三四五号
同	同五三年	八月九日同	第四二二号
同	同五四年	三月三十一日同	第一七六号
同	同五四年	二月一日同	第六九四号
同	同五五年	四月二日同	第二一二号
同	同六一年	九月一日同	第四一十号
平成	元年	二月二三日同	第七七号
同	同八年	五月一日同	第三〇三号
同	同九年	三月一八日同	第一三七号
同	同九年	二月一九日同	第七五八号
同	同一年	三月二五日同	第一六四号
同	同二年	六月二六日同	第二六〇号
同	同一年	三月二〇日国土交通省告示	第二五四号
同	同一年	七月七日同	第七八五号
同	同一年	八月一〇日同	第八六〇号
同	同一年	二月一五日同	第二〇九号
同	同二〇年	三月三日同	第三〇二号
同	同二〇年	六月一八日同	第七五六号
同	同二二年	三月三十一日同	第二八三号
同	同二二年	九月二二日同	第一〇六一号

同	二四年	三月三〇日同	第 三七四号
同	二四年	六月二九日同	第 七六四号
同	二六年	三月二八日同	第 三九九号
同	二九年	三月三〇日同	第 二五八号
令和	元年	九月一二日同	第 五二八号
同	元年	二月二五日同	第 九五二号
同	二年	二月二八日同	第 一五九六号
同	三年	二月二六日同	第 一二七号
同	六年	二月二二日同	第 一二一号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第四百四十七号）の全部を次のように改正し、昭和四十五年四月一日から適用する。

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。

一 使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては（一）及び（二）に規定する金額並びに（三）に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、（四）の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては（一）、（二）及び（四）に規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに（三）に規定する金額

(ただし、(四)アからケの適用のある場合にあっては、その金額)とする。)

(一) 着陸料

ア 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事するジェット機(ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。)のうち、航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)が五十トンを超えるものについては、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

(ア) 国際民間航空条約の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(一EPNデシベル未満は一EPNデシベルとして計算する。)(以下「騒音値」という。)から八十三を減じた値に三千四百円を乗じた金額

(イ) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して有償で運送された旅客数に各料金率を適用して計算して得た金額

(a) 百トン以下の航空機 有償で運送された旅客一人ごとに 七百二十円

(b) 百トンを超える航空機 有償で運送された旅客一人ごとに 千八十円

イ 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事するジェット機のうち、アに規定するジェット機以外のものについては、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

(ア) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

(a) 二十五トン以下の重量については、一トン(一トン未満は一トンとして計算する。以下同じ。)ごとに 七百五十円

(b) 二十五トンを超える百トン以下の重量については、一トンごとに 千百五十円

(c) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに 千四百九十円

(d) 二百トンを超える重量については、一トンごとに 千六百十円

(イ) ア(ア)の規定により計算して得た金額

(ウ) 有償で運送された旅客数に百二十円の料金率を適用して計算して得た金額

ウ ア及びイに規定するジェット機以外のジェット機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

(ア) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

(a) 二十五トン以下の重量については、一トンごとに 九百五十円

(b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに 千三百八十円

(c) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに 千六百五十円

(d) 二百トンを超える重量については、一トンごとに 千八百円

(イ) ア(ア)の規定により計算して得た金額

エ その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

(ア) 六トン以下の航空機については当該重量に対し 千円

(イ) 六トンを超える航空機

(a) 六トン以下の重量については、当該重量に対し 七百円

(b) 六トンを超える重量については、一トンごとに 五百九十円

(二) 停留料

停留料は、三時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

ア 二十三トン以下の航空機

(a) 三トン以下の重量については、当該重量に対し 八百十円

(b) 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し 八百十円

(c) 六トンを超え二十三トン以下の重量については、一トンごとに 三十円

イ 二十三トンを超える航空機

(a) 二十五トン以下の重量については、一トンごとに 九十円

(b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに 八十円

(c) 百トンを超える重量については、一トンごとに 七十円

(三) 保安料

ア 離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に二百五十円の料金率を適用して計算して得た金額とする。

イ 離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で貨物（旅客手荷物、超過手荷物、郵便物を除く。）の運送を行うジェット機について、有償で運送された貨物の重量一トンごとに三百十五円の料金率を適用して得た金額（一トンに満たない場合は徴収しない。）とする。

(四) 特則

ア 着陸料、停留料又は保安料は、(一)から(三)までの規定にかかわらず、もつぱら外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合は徴収しない。

イ 着陸料は、(一)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、徴収しない。

(a) 試験飛行のための着陸

(b) 離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第六項に規定する「空港等」をいう。以下同じ。）に着陸することなしに、当該離陸した空港に着陸する場合の着陸

(c) やむを得ない事情による不時着

(d) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

ウ 二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者が支払う一月分の着陸料のうち(一)ア(イ)又は(ウ)の規定により計算して得た金額の合計額に相当する分は、(一)の規定にかかわらず、その者が(一)ア又は(イ)に規定するジェット機により有償で運送した旅客数（ア、イ又はエの適用がある場合にあつては、○人として計算する。）の路線ごとの一月分の合計が、その者の当該ジェット機による提供座席数（提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とし、ア、イ又はエの適用がある場合に提供された座席数を除く。）の路線ごとの一月分の合計に十分の七（重量が百トンを超えるジェット機にあつては四分の三）を乗じた座席数（一席未満は○席として計算する。）を超える場合には、路線ごとにその超える旅客数を減じた旅客数に相当する金額に軽減するものとする。

エ 着陸料は、(一)の規定にかかわらず、国内航空に従事する航空機が東京国際空港に着陸する場合において、(一)の規定により計算して得た金額が三千五百円（回転翼航空機にあつては二千円）に満たないときは、三千五百円（回転翼航空機にあつて

は二千元)とする。ただし、ア又はイの規定に該当する場合は、この限りでない。

オ 着陸料は、(一)の規定にかかわらず、国際航空に従事する航空機が東京国際空港に着陸する場合には、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、ア又はイの規定に該当する場合は、この限りでない。

(a) 航空機の重量一トンごとに二千六百円の料金率を適用して計算して得た金額(当該金額が七万円に満たない場合は、七万円)

(b) 次の①から④までに掲げる航空機の区分に応じ①から④までに定める金額

① 騒音値が九十四以下の航空機 騒音値から八十三を減じた値に二千元を乗じた金額

② 騒音値が九十五又は九十六の航空機 騒音値から八十三を減じた値に三千四百円を乗じた金額

③ 騒音値が九十七の航空機 七万四千四百円

④ 騒音値が九十八以上の航空機 騒音値から八十三を減じた値に六千百円を乗じた金額

カ 停留料は、(二)の規定にかかわらず、国際航空に従事する航空機が東京国際空港に停留する場合には、一トンごとに、空港における停留時間をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。ただし、ア又はクの規定に該当する場合は、この限りでない。

(a) 三時間未満の停留時間については、当該時間に対し 二百円

(b) 三時間以上二十四時間以下の停留時間については、当該時間に対し 五十円

(c) 二十四時間を超える停留時間については、二十四時間ごとに 五十円

キ 着陸料は、(一)の規定にかかわらず、直前に離島(離島振興法(昭和二十八年法律七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)若しくは沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。以下キにおいて同じ。)又は沖縄島に所在する空港に着陸する航空機については、次のとおりとする。ただし、ア、イ又はエの規定に該当する場合は、この限りでない。

(a) 直前に離島に所在する空港等を離陸した航空機については、ジェット機にあつては(ウの規定により計算して得た金額の三分の二、その他の航空機にあつては(エの規定により計算して得た金額の四分の一(重量が六トン以下の航空機にあ

つては八分の一)に相当する金額とする。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合については、ジェット機にあつては、(一)ア又はイの規定により計算して得た金額の六分の一、その他の航空機にあつては当該相当する金額に更に二分の一を乗じた金額とする。

(b) 直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機又は当該空港等に着陸する航空機 (a) の場合を除く。) については、ジェット機にあつては (一) ア、イ又はウの規定により計算して得た金額の六分の五、その他の航空機にあつては (一) エの規定により計算して得た金額の二分の一 (重量が六トン以下の航空機にあつては四分の一) に相当する金額とする。

ク 停留料は、(二) の規定にかかわらず、イ (d) の規定に該当する場合は、徴収しない。

ケ 保安料は、(三) の規定にかかわらず、イ (c) 又は (d) の規定に該当する場合の当該空港からの離陸について徴収しない。

コ 停留料は、航空機が那覇空港の台風時避難用エプロン (台風時避難 (台風による航空機 (空港内に停留するものに限る。) に係る被害を防止するため当該航空機を避難させることをいう。以下同じ。) の用に供するために設置されたエプロンをいう。) に停留する場合には、(二) の規定により計算して得た金額に、当該エプロンにおける停留時間二十四時間 (二十四時間未満は、二十四時間として計算する。) ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額を加えた額とする。ただし、アの規定に該当する航空機若しくは航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた航空機、台風時避難若しくは突発的な修理等のため当該エプロンを使用する必要がある航空機又は当該エプロンを使用することが特に必要であると那覇空港事務所長が認める航空機については、この規定は適用しない。

(a) 二十三トン以下の航空機

① 三トン以下の重量については、当該重量に対し 八百十円

② 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し 八百十円

③ 六トンを超え二十三トン以下の重量については、一トンごとに 三十円

(b) 二十三トンを超える航空機

① 二十五トン以下の重量については、一トンごとに 九十円

② 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに 八十円

③ 百トンを超える重量については、一トンごとに 七十円

二 使用料の支払方法

使用料は、一月分を取りまとめて、当該一月分の使用料に係る納入告知書で示された支払期限までにこれを支払うものとする。ただし、現金で支払うことについて空港事務所長の指示を受けた者は、次に掲げるところにより、現金で支払うものとする。

ア 着陸料は、着陸直後

イ 停留料は、停留を終わった時

三 延滞金

使用料をその支払期限までに支払わない者は、当該使用料の金額につき年十四・五パーセントの割合で支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。

改正文 (昭和五〇年八月一日運輸省告示第三四〇号) 抄

昭和五十年九月一日から適用する。

改正文 (昭和五二年七月六日運輸省告示第三四五号) 抄

昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文 (昭和五三年八月一九日運輸省告示第四二二号) 抄

昭和五十三年九月一日から適用する。

改正文 (昭和五四年三月三十一日運輸省告示第一七六号) 抄

昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文 (昭和五四年一月一日運輸省告示第六九四号) 抄

昭和五十五年一月一日から適用する。

改正文 (昭和五五年四月二一日運輸省告示第二一二号) 抄

昭和五十五年五月一日から適用する。

改正文 (昭和六一年九月一〇日運輸省告示第四一一号) 抄

昭和六十一年十月一日から適用する。

改正文 (平成元年二月二三日運輸省告示第七七号) 抄

平成元年四月一日から適用する。

改正文 (平成八年五月一日運輸省告示第三〇三号) 抄

平成八年六月一日から適用する。

改正文 (平成九年三月一八日運輸省告示第一三七号) 抄

平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成九年一月一九日運輸省告示第七五八号)

(施行期日)

1 この告示は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 その他の航空機であつて六トン以下の重量のものの着陸料の料金率は、改正後の一(イ)の規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、当該重量に対し八百円、平成十一年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間は、当該重量に対し九百円とする。

3 国内航空に従事する航空機が第一種空港に着陸する場合の着陸料は、改正後の一(三)ウの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、改正後の一(三)ウの規定により計算して得た金額が二千円(回転翼航空機にあつては千六百円)に満たないときは、二千円(回転翼航空機にあつては千六百円)とし、平成十一年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間は、改正後の一(三)の規定により計算して得た金額が二千七百円(回転翼航空機にあつては千八百円)に満たないときは、二千七百円(回転翼航空機にあつては千八百円)とする。

4 国際航空に従事する航空機が東京国際空港に着陸する場合の着陸料の料金率は、改正後の一(三)エの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、一トンごとに二千二百円とする。

5 国際航空に従事する航空機が東京国際空港に停留する場合の停留料の料金率は、改正後の一(三)オの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、一トンごとに百三十円とする。

附 則 (平成十一年三月二五日運輸省告示第一六四号)

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二六日運輸省告示第二六〇号)
この告示は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省告示第二五四号)
この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月七日国土交通省告示第七八五号)
この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一〇日国土交通省告示第八六〇号)
この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一五日国土交通省告示第二〇九号)
この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月一三日国土交通省告示第三〇二号)
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二八三号)
この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年九月二二日国土交通省告示第一〇六一号)
この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省告示第三七四号)
この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日国土交通省告示第七六四号)
この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日国土交通省告示第三九九号)
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三〇日国土交通省告示第二五八号)
この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月一二日国土交通省告示第五二八号)

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月二五日国土交通省告示第九五二号)

この告示は、令和二年一月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日国土交通省告示第一五九六号)

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第一二七号)

この告示は、令和三年三月一日から施行する。

附 則 (令和六年二月二二日国土交通省告示第一二二号)

この告示は、令和六年三月一日から施行する。